

臨海部国際戦略本部委託契約等指名選定委員会手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、臨海部国際戦略本部委託契約等指名選定委員会（以下「委員会」という。）への付議に関し、必要な手続き等について定めるものとする。

(手続き等)

第2条 業務所管課は、委員会に付すべき事項について審査を依頼するとき
は、次の各号に定める様式等を委員会開催の3日前までに委員長あて提出するものとする。

- (1) 臨海部国際戦略本部委託契約等指名業者選定依頼書（第1号様式）
- (2) 仕様書
- (3) 指名業者等選定調書（第2号様式）
- (4) 選定理由書
- (5) その他必要に応じた説明資料

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までのいずれかの規定による随意契約の場合は、指名業者等選定調書（第2号様式）及び選定理由書の添付を省略することができる。

3 臨海部国際戦略本部委託契約等指名選定委員会要綱第5条第4項の規定により持ち回り審議を行う場合は、第1項に定める様式等を作成し、指名選定持回り議決書（第3号様式）において各委員の審査を受けるものとする。

4 委員長は、委員会による審査の結果を指名選定通知書（第4号様式）により業務所管課長あて通知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。